

令和元年6月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(令和元年8月)

地方海難審判所(全国8箇所) 24件	
事件種類(件)	衝突7、乗揚6、施設損傷3、衝突(単)2、転覆2、死傷等2、遭難2
関係船舶(隻)	漁船8、モーターボート6、貨物船5、遊漁船4、旅客船2、警戒船1、ケミカルタンカー1、港湾業務艇1、油送船1、ヨット1、押船1、土運船1

令和元年6月中に言い渡された裁決24件のうち、

1件[石巻湾で貨物船が定置網に乗り入れた事件:広島地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/5hs/hs3106/30hs053.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

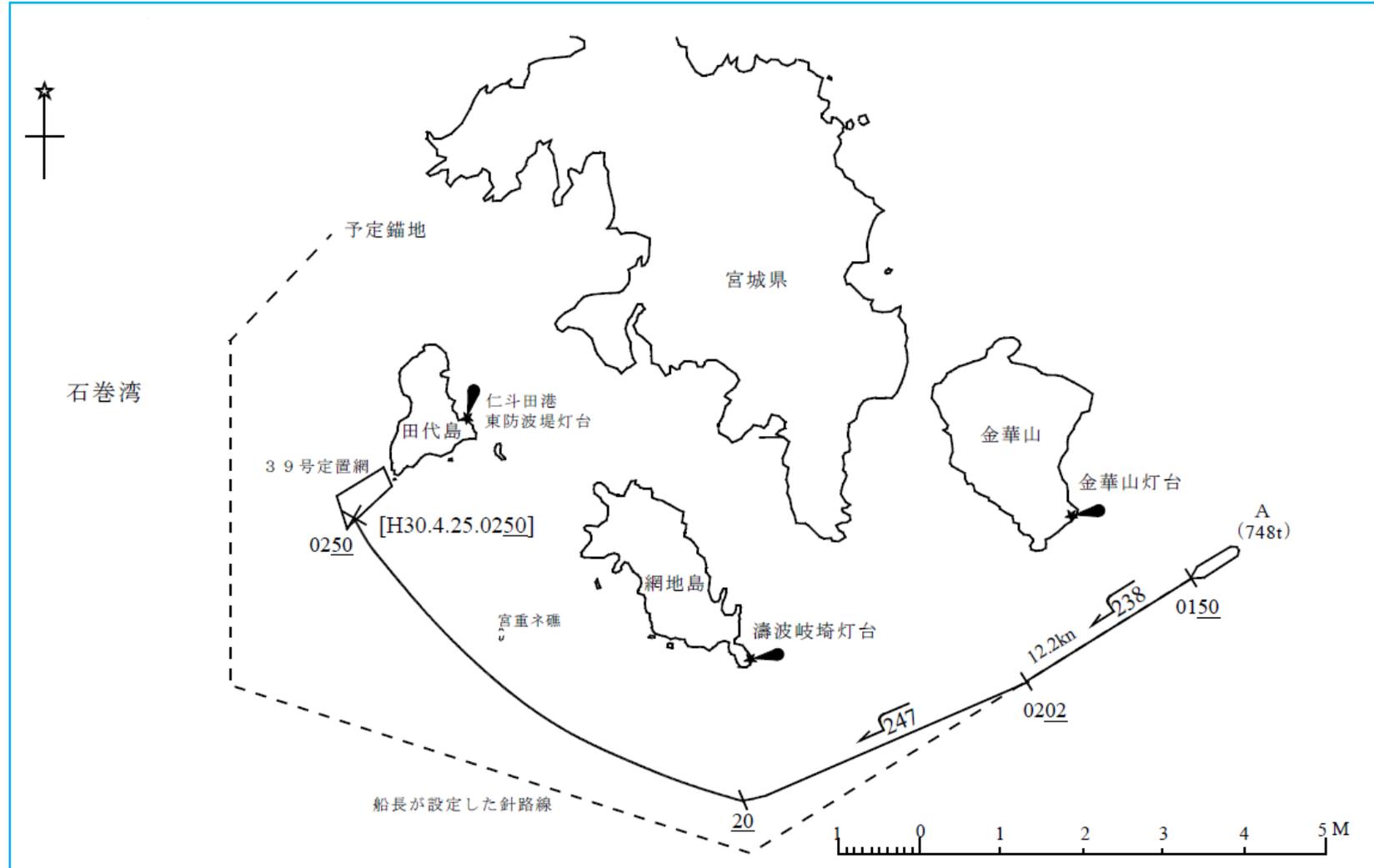
- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難概要】 夜間、石巻湾において、A船(748トン)が北上中、定置網に乗り入れた。
【発生日時】 平成30年4月25日 02時50分
【発生場所】 宮城県田代島西方沖合
【死傷者】 なし
【損傷等】 A船は、船首部に擦過傷を、定置網は、網固定用ワイヤーの切断、網の破断などを生じた。

《原因》
針路の選定が不適切で、定置網に向かって進行したことが原因である。

《懲戒》 二等航海士: 三級海技士(航海)の業務を1箇月停止

《原因の背景》
A船は、新潟港から千葉港に向かう途中、石巻湾で荒天避泊するため、田代島北方沖合に向かった。
船長は、定置網を避けるため、石巻湾の島々を2海里以上離れた針路線を設定して海図に記入し、GPSプロッターに入力した。
船橋当直に当たっていた二等航海士は、早く錨泊して休憩しようと思い、船長が設定した針路を選定することなく、航程の短縮を図り、小刻みに右転しながら、田代島に接近して進行した。



《その他の情報》
二等航海士は、定置網に乗り入れたことに気付かず、03時20分田代島北方沖合に錨泊し、船長は、後日、海上保安部から、定置網に乗り入れたことを知らされた。
(注) 本件は、仙台地方海難審判所の管轄海域で発生したが、移転手続きがなされ、広島地方海難審判所で審判が行われた。